

令和2年度トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群（SAS）」 スクリーニング検査助成要領

公益社団法人福島県トラック協会

1. 助成制度の目的

「睡眠時無呼吸症候群（SAS）」患者の早期発見と適切な治療及びSAS治療中の運転者に対し、点呼時の健康管理を通じて健康起因事故防止及び労働災害事故防止に寄与することを目的とし、スクリーニング検査の普及・促進を図る。

2. 予算額

3,740,000円

3. 助成対象者

公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）に加入する会員業者（以下「会員」という。）、協会未加入事業者（以下「非会員」という。）の福島県内（支店、営業所等含）に勤務する運転者とする。

雇用前（予定者を含む）の運転者は対象としない。

会員は、入会後6ヶ月を経過し、会費の未納がないこと。

非会員は、Gマーク認定事業所に限る。

4. 助成人数

会員の助成人数は、車両保有台数（令和2年度協会名簿台数）と同数とし、年度内1事業者50人を限度とする。

非会員は、令和2年4月1日現在の車両保有台数と同数とし、確認できる公的書類を添付すること。また1事業者50人を限度とする。

5. 助成対象指定検査機関

NPO法人 睡眠健康研究所

NPO法人 ヘルスケアネットワーク普及推進機構

一般財団法人 運輸・交通SAS対策支援センター

6. 助成対象検査

助成対象となる検査で健康保険適用外である次に掲げる検査とする。

第一次検査（簡易アンケートによるチェック、解析、判定）

第二次検査（フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等簡易検査）

※第二次検査とは精密検査（PSG検査）とは違います。

2 会員は第二次検査結果データ不良の場合、再検査費用も助成対象とする。

7. 助 成 額

1 第一次検査・第二次検査費用

第一次検査費用 1人 1,000円

第二次検査費用 1人 4,000円とし、

第一次・二次検査費用の合計1人5,000円が助成金額となる。

2 再検査費用

NPO法人睡眠健康研究所

1人 1,000円

NPO法人ヘルスケアネットワーク普及推進機構	1人	4,000円
一般財団法人運輸・交通SAS対策支援センター	1人	1,000円

8. 申請受付等

令和2年4月1日から令和3年2月28日

ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

9. 検査予約・申込方法

会員、非会員は、事前に協会に確認し、「スクリーニング検査事前申込書（様式1-1）」（以下「事前申込書」という。）に受診者名簿を添付し協会に提出すること。

- 2 事前申込書を提出した会員、非会員は、検査を受けようとする指定検査機関に予約し、予約した日より原則1ヶ月以内に検査を受けること。

10. 検査の受診

会員、非会員及びスクリーニング検査申込者（以下「申込者」という。）は「スクリーニング検査申込書兼委任状（様式1-2）」（以下「申込書兼委任状」という。）に署名捺印し、正本を指定検査機関に提出し、写しを会員、非会員が保管すること。

- 2 会員、非会員は、申込者が申込書兼委任状の写しを求めたときは当該者の欄のみの写しを交付すること。
- 3 申込書兼委任状の取扱いについては、指定検査機関及び会員、非会員は個人情報保護法に基づき、目的以外利用及び紛失、流出などのないよう充分注意すること。

11. 助成金の請求

会員、非会員は、検査終了後、「スクリーニング検査実績報告書（様式1-3）」（以下「実績報告書」という。）と指定検査機関発行の検査費用明細書及び領収書の写しを添付し、協会に提出すること。

- 2 協会は、会員、非会員から提出された「実績報告書」を「スクリーニング検査助成金請求書（様式1-4）」に1ヶ月ごとに取りまとめ全ト協に請求する。

12. 提出期限

令和3年2月28日まで

13. 助成金の交付

協会は、助成金申請書の内容を審査し適正と認めたときは申請者に対し、助成金を交付するものとする。

14. 検査の結果報告

助成を受けた会員、非会員は、助成金の支払請求の後、3ヶ月を目途にSASスクリーニング検査結果及び精密検査を受診した人についてはその結果について「スクリーニング検査状況等の報告（様式1-5）」により全ト協に報告すること。

（実施日）

この要領は、令和2年4月1日から実施する。